

# 新製品等販路拡大支援事業助成金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人かごしま産業支援センター（以下「センター」という。）が、販路拡大、新市場開拓に取り組む鹿児島県内の中小企業を支援することを目的として交付する新製品等販路拡大支援事業助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定める。

## (助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、鹿児島県内に主たる事業所を有し、事業を行おうとする中小企業者とする。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものは、大企業とみなして助成対象者から除く。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 役員の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者

## (助成金の対象となる事業)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事業（以下「助成事業」という。）に関する経費の一部を助成するものとする。

ただし、助成の回数は、各号毎に1回限りとする。

- (1) 国内商談会出展助成  
県内中小企業者等が自ら開発した新商品、新製品の販路を開拓するため、県内を飛び出し、広く国内外市場に販路を見いだすために取り組む商談会・展示会（国内開催）への出展
  - (2) 県外企業招へい商談助成  
県内中小企業製造業者が開発・製造した新製品の販路開拓のためにする県外取引先や商社等の県内への招へい
- 2 前項第1号の商談会・展示会は、次の各号の一つに該当するものでなければならない。
- (1) 国内（鹿児島県内を除く。）で開催される商談会・展示会（商談会を含む展示会であること）で、概ね100社以上が出展するもの
  - (2) 国内（鹿児島県内を除く。）で開催される商談会・展示会（商談会を含む展示会であること）で国・都道府県等が主催又は後援するもの
- 3 第1項第2号の県外企業とは、鹿児島県外に主たる事業所を有する企業に所属し鹿児島県外から招へいする者を対象とする。
- 4 国又は鹿児島県等の公的機関から他の制度等により補助金又は助成金を受けている場合の取扱いは、理事長が別に定めるものとする。

### (助成金の対象経費及び額)

第4条 前条の規定により交付する助成金の対象経費は、別表1に掲げるもののうち、センター理事長（以下「理事長」という。）が必要かつ適当と認めるものとする。

- 2 助成金の交付対象期間は、1年を限度とし、その額は助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）の3分の2以内（算出された額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる）とする。
- 3 助成金の交付限度額は、次のとおりとする。
  - (1) 国内商談会出展助成 50万円
  - (2) 県外企業招へい商談助成 30万円

### (助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、理事長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 会社概要
  - (3) 直近の決算書
  - (4) 製品概要
  - (5) 商談会・展示会等の概要
  - (6) 事業費の積算根拠
  - (7) その他理事長が必要と認める書類
- 3 助成金の交付を受けようとする者は、第1項の助成金の交付の申請するに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (助成金の交付決定)

第6条 前条の規定により申請書が提出されたときは、理事長は、別に定める審査会においてその内容を審査のうえ、適当と認めるときは、助成金の交付を決定するものとし、交付決定の通知は助成金交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

- 2 理事長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することがある。
- 3 第1項による交付の決定に当たり、前条第3項により助成金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 理事長は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に

係る消費税等仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### (計画変更の承認)

第7条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、次の各号に掲げる変更事由が生じたときは、計画変更承認申請書（第3号様式）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

この場合において、理事長は必要に応じ審査会の意見を聴くものとする。

- (1) 助成事業の内容を著しく変更しようとするとき
  - (2) 助成事業に要する経費について、総額の3割を超えて変更を行うとき
  - (3) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 前項の承認を行う場合、変更承認のみを行う場合は助成金変更決定通知書（第4号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は助成金変更交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。
- 3 理事長は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又新たな条件を付することができるものとする。

#### (申請の取下げ)

第8条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付決定の日から15日以内に助成金交付申請取下書（第6号様式）を理事長に提出することにより、申請を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

#### (助成事業の遂行)

第9条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を遂行しなければならない。

- 2 理事長は、助成事業の遂行について必要があるときは、当該助成事業者に対し、所要の措置を講ずるよう指示することができるものとする。

#### (事故の届け出)

第10条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき、又は助成事業の遂行が困難になったときは、速やかに助成金事故届出書（第7号様式）を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

この場合において、理事長は必要に応じ審査会の意見を聴くことができるものとする。

#### (実績報告)

第11条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の中止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して20日以内又は助成金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに助成金実績報告書（第8号様式）に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 結果報告書
- (2) 支払証明（見積書、請求書、領収証、振込証明、通帳の写し、帳簿の写しなど）
- (3) 実施証明
- (4) 事業費で製作したパンフレット、カタログ等
- (5) その他理事長が必要と認める書類

#### **（助成金の額の確定）**

第12条 理事長は、前条に規定する報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行うものとする。

2 理事長は、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成事業者に助成金交付確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

#### **（助成金の交付）**

第13条 前条に規定する通知を受けた助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第10号様式）をセンターに提出しなければならない。

2 この助成金は精算払いにより交付するものとする。

#### **（助成金の交付の決定の取消し）**

第14条 理事長は、助成事業者が、助成金を他の用途に使用し、助成事業に関して助成金交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等若しくはセンターの指示に違反したときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額が確定した後においても適用があるものとする。

3 理事長は、前2項による取消しをした場合においては速やかに当該助成事業者に通知するものとする。

#### **（助成金の返還）**

第15条 理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 理事長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

#### **（加算金及び延滞金）**

第16条 助成事業者は、第15条第1項の規定による取消しに関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金をセンターに納付しなければならない。

2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者の納付

した額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

- 3 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。
- 4 理事長は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該助成事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。
- 5 助成事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該助成金の返還を遅延させないため執った措置、当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

#### **(立入検査等)**

第17条 理事長は、助成事業の適性を期するため、必要があるときは、助成事業者に対し報告させ、又はセンターの職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

#### **(成果状況報告等)**

第18条 助成事業者は、助成事業の成果向上に努めなければならない。

- 2 助成事業者は、事業終了後5年間、毎年度助成事業に係る事業化等の状況について、公益財団法人全国中小企業振興機関協会（以下「全国協会」という。）が定める中小企業地域資源活用等促進事業助成金交付規程第18条による事業化等状況報告書（様式第12）を、理事長に提出しなければならない。
- 3 前項の事業化等状況報告書の提出は、事業の実施年度にあつては事業終了後20日以内に、それ以降については毎会計年度終了後20日以内に行なわなければならない。

#### **(収益納付)**

第19条 理事長は、前条に規定する事業化等状況報告書により、当該助成事業の実施結果により収益が生じたと認めるときは、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができるものとする。

#### **(消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)**

第20条 助成事業者は、助成事業完了後に消費税等の申告により、助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額等の額の確定に伴う報告書（第11号様式）により速やかに理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告があつた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができるものとする。

#### **(証拠書類の保管)**

第21条 助成事業者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該

収入及び支出に係る証拠書類を、助成事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

**(その他)**

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

この要綱は、令和4年4月8日から施行する。

別表 1

助成対象事業	経費区分	内 容
国内商談会 出展助成	出展小間料	小間料
	小間装飾費	小間装飾に係る装飾経費
	使用料・賃借料	小間で使用する機器等の使用料・賃借料 小間で使用する電気・ガス・水道料等
	旅費・宿泊費	出展に要する旅費・宿泊費（3人以内）
	印刷製本費	パンフレット・リーフレット類の印刷に要する経費
	通信運搬費	展示物の運搬に要する経費
	そ の 他	その他理事長が必要と認める経費
県外企業招へい 商談会助成	旅費・宿泊費	招へい企業（取引先や商社等）の旅費・宿泊費 （3人以内）
	そ の 他	その他理事長が必要と認める経費

公益財団法人かごしま産業支援センター

理 事 長

様

〒 -

住所（所在地）

企 業 等 名

代表者 職氏名

㊞

電 話

### 年度新製品等販路拡大支援事業助成金交付申請書

年度において下記事業を実施したいので、助成金を交付くださるよう関係書類を添えて申請します。

#### 記

助成事業名	助成事業に要する経費(円)	助成金申請額(円)

※助成事業名には第3条第1項第1号又は第2号のいずれかの対象事業を記入する。

テーマ	
-----	--

#### <誓約>

- (1) 私（当社）は反社会勢力に該当せず、今後においても反社会勢力との関係を持つ意思がないことを誓約します。
- (2) 私（当社）は、現在、法令等による処罰を受けておらず、事業運営に支障のないことを誓約します。
- (3) 私（当社）は、補助事業期間中及び補助事業期間終了後も、本事業を実施していく上で法令等を遵守することを誓約します。

#### <添付書類>

- (1) 事業計画書 (別紙 1-1)
- (2) 会社概要 (申請企業の事業内容のわかる資料・パンフレット等)
- (3) 直近の決算書 (貸借対照表及び損益計算書等)
- (4) 対象製品等の概要 (対象製品等のわかる資料・パンフレット等)
- (5) 商談会・展示会等の概要 [ 出展する商談会・展示会のパンフレット等 ]  
[ 招へいする商談会・工場見学会等の案内等 ]
- (6) 事業費の積算根拠 (見積書, パンフレット, カタログ等)
- (7) 県税の納税証明書 (県税の未納がない証明) : 応募日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの

## 事業計画書

### 1 申請企業担当者

担当者	職		部署名	
	氏名		TEL	
E-mail			FAX	

### 2 実施事業の概要

**【商談会・展示会、工場見学会等の概要】**

〔出展又は実施する商談会・展示会、工場見学会等の名称〕

〔主催者〕

〔開催又は実施の主旨〕

〔規模〕 ※国内商談会出展助成の場合は出展小間数、来場予定者数等を記載)

※県外企業招へい商談会の場合は招へい企業の概況、取引規模、招へい人数等を記載)

〔開催又は実施場所〕

〔出展又は実施期間〕

〔開催の目標・目的、期待する効果等〕



4 事業費

総事業費	(A)の合計額 円	助成金申込額	(C)の額(千円単位) ,000 円
------	--------------	--------	-----------------------

(明細)

(単位:円)

経費区分	助成事業に要する経費(A)	助成対象経費(B)	助成金額(C) (B)×2/3 以内	説明・積算明細
出展小間料	円	円		
小間装飾費	円	円		
使用料・賃借料	円	円		
旅費・宿泊費	円	円		
印刷製本費	円	円		
通信運搬費	円	円		
合計	円	円	,000 円	

※ 助成事業に要する経費は消費税等を加えた額を、助成対象経費には消費税等を除いた額を記載してください。

助成金額は助成対象経費の2/3以内で、千円未満の端数については切り捨てます。

県外企業招へい商談会助成を申請される場合は、「旅費・宿泊費」のみの記載となります。

か産支第 号  
年 月 日

様

公益財団法人かごしま産業支援センター  
理 事 長

年度新製品等販路拡大支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和元年度新製品等販路拡大支援事業助成金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 助成金交付決定額等

助成事業名	助成事業に要する経費(円)	助成金交付決定額(円)
	円	円

テ ー マ	
-------	--

2 交付の条件

新製品等販路拡大支援事業助成金交付要綱を遵守すること。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター  
理 事 長

様

〒 -

住所（所在地）

企 業 等 名

代 表 者 職 氏 名

印

電 話

年度新製品等販路拡大支援事業助成金計画変更承認申請書

年 月 日付けか産支第 号で交付決定通知のあった令和 年度の助成事業を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 テーマ

3 変更区分（①内容変更，②経費の配分変更，③中止，④廃止）

4 変更理由

5 関係書類

- (1) 上記3の①②の場合 変更内容説明書  
(当初提出した事業計画書・収支予算書の項目で、変更しようとする部分について変更後の内容を記載する。)
- (2) 上記3の③④の場合 結果報告書  
(実績報告書に添付すべき事業結果報告書・収支計算書の様式に準じて記載する。)

備 考

- 1 変更区分は該当の項目に○をつけること。
- 2 変更理由を証する書類があれば添付すること。

か産支第 号  
年 月 日

様

公益財団法人かごしま産業支援センター  
理 事 長

年度新製品等販路拡大支援事業助成金変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和 年度の助成事業の計画変更については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 テーマ
- 3 結果

承 認

不 承 認

か産支第 号  
年 月 日

様

公益財団法人かごしま産業支援センター  
理 事 長

年度新製品等販路拡大支援事業助成金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和 年度の助成事業の変更については承認し、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 テーマ
- 3 変更交付決定額 金 円
- 4 交付の条件

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター  
理事長

様

〒 -

住所（所在地）

企業等名

代表者 職氏名

印

電 話

年度新製品等販路拡大支援事業助成金交付申請取下書

年 月 日付けか産支第 号で交付決定通知のあった令和 年度の助成事業を下記により取下げます。

記

1 事業名

2 テーマ

3 助成金の額 金 円

4 取下理由

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター  
理 事 長 様

〒 -

住所（所在地）

企 業 等 名

代表者 職氏名

印

電 話

### 年度新製品等販路拡大支援事業助成金事故届出書

年 月 日付けか産支第 号で交付決定通知のあった令和 年度の助成事業について、下記のとおり事故があったので関係書類を添えて届け出ます。

#### 記

- 1 事業名
- 2 テーマ
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対してとった措置
- 5 関係書類
  - (1) 進捗状況報告書  
(全体の事業計画と比較して記載する。)
  - (2) 支出済経費明細書  
(実績報告書の収支計算書に準じて記載する。)

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター  
理 事 長

様

〒 -

住所（所在地）

企 業 等 名

代表者 職氏名

㊟

電 話

### 年度新製品等販路拡大支援事業助成金実績報告書

年 月 日付けか産支第 号で交付決定通知のあった令和元年度の  
助成事業を実施したので、関係書類を添えてその実績を報告します。

#### 記

1 事業名

2 テーマ

3 添付書類

- (1) 結果報告書（別紙 1-1）
- (2) 支払証明（見積書，請求書，領収証，振込証明，通帳の写し，帳簿の写し等）
- (3) 実施証明（商談会・展示会出展の状況写真，工場見学会実施状況写真等）
- (4) 事業費で製作したパンフレット，カタログ等（必ず受払簿を添付すること）
- (5) 参加者・来場者の名簿（名刺の写しで可）
- (6) 商談メモの写し（様式は任意）

## 結 果 報 告 書

### 1 実施事業の概要

【商談会・展示会，工場見学会等の概要】

〔出展又は実施する商談会・展示会，工場見学会等の名称〕

〔主催者〕

〔開催又は実施の主旨〕

〔開催又は実施場所〕

〔出展又は実施期間〕

### 2 成果等

【商談会・展示会，工場見学会等の状況】

〔出展又は実施商談会・展示会，工場見学会等の全体の来場者数等〕

名

〔自社のブース，工場等への来場者数等〕

名

〔商談件数〕

件

〔契約成立状況〕（契約の相手方など具体的に記載すること。）

〔実施の成果に係る所見〕

### 3 今後の計画

【今後の販売計画】（今後の計画している販売方法等について具体的に記載すること。）

4 事業費

総事業費	(A)の合計額 円	助成金充当額	(C)の額(千円単位) ,000円
------	--------------	--------	----------------------

(明細)

(単位:円)

経費区分	助成事業に要した経費(A)	助成対象経費(B)	助成金額(C) (B)×2/3以内	説明・積算明細
出展小間料	円	円		
小間装飾費	円	円		
使用料・賃借料	円	円		
旅費・宿泊費	円	円		
印刷製本費	円	円		
通信運搬費	円	円		
合計	円	円	,000円	

※ 助成事業に要した経費は消費税等を加えた額を、助成対象経費には消費税等を除いた額を記載してください。

助成金額は助成対象経費の2/3以内で、千円未満の端数については切り捨てます。

県外企業招へい商談会助成の対象経費は、「旅費・宿泊費」のみとなります。

年 月 日

様

公益財団法人かごしま産業支援センター  
理 事 長

年度新製品等販路拡大支援事業助成金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった令和 年度新製品等販路拡大支援  
事業助成金については、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 テーマ
- 3 交付確定額 金 円

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター  
理 事 長

様

〒 -

住所（所在地）

企 業 等 名

代 表 者 職 氏 名

電 話

印

年度新製品等販路拡大支援事業助成金交付請求書

年 月 日付けか産支第 号で交付確定通知書のあった令和 年  
度新製品等販路拡大支援事業助成金を交付くださるよう下記のとおり請求します。

記

1 事業名

2 請求金額 金 円

請 求 総 額	金	円
前回までの交付額	金	円
今 回 請 求 額	金	円
未 請 求 額	金	円

振込指定口座： \_\_\_\_\_銀行， \_\_\_\_\_支店

\_\_\_\_\_預金， 口座番号 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

口座名義 \_\_\_\_\_

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター  
理 事 長

様

〒 -

住所（所在地）

企 業 等 名

代 表 者 職 氏 名

印

電 話

年度新製品等販路拡大支援事業助成金に係る  
消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

新製品等販路拡大支援事業助成金交付要綱第 20 条の規定により、次のとおり報告します。

記

1	事業名	
2	助成金額	円
3	助成金の確定時における消費税等仕入控除税額（A）	円
4	消費税及び地方消費税額の確定に伴う 補助金に係る消費税等仕入控除税額（B）	円
5	助成金返還相当額（A－B）	円

[記入要領]

- 1 「助成金額」は、センターが助成金交付確定通知書により通知した額であること。
- 2 「助成金の確定時における消費税等仕入控除税額」は、実績報告書の額と一致すること。
- 3 その他、消費税等仕入控除税額の算定に必要な積算内訳書を別紙として添付すること。

(中小企業地域資源活用等促進事業助成金交付規程第18条関係)  
(様式第12)

年 月 日

公益財団法人 かがしま産業支援センター  
理事長 様

住所

企業名

代表者役職名・氏名

印

年度中小企業地域資源活用等促進事業  
事業化等状況報告書

年度に交付決定のあった中小企業地域資源活用等促進事業に係る新製品等販路拡大支援事業に関し、年度の事業化等の状況について、下記のとおり報告します。

記

1. 事業化等の有無

助成事業実施結果の事業化 有 無

2. 事業化等が「有」の場合

①	年度の事業化等による総収入額	円
②	〃 総支出額	円
	〃 収益額 (①－②)	円

3. 実施期間以降の助成事業に関する進捗状況

※ 商談会・展示会、工場見学会等「実施した助成事業を契機とする契約等」に係る総収入額、総支出額等をご記入ください。